

平成 30 年 2 月 8 日
社援基発 0208 第 1 号

各都道府県民生主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について

喀痰吸引等の業務を行う登録喀痰吸引等事業者及び特定行為の業務を行う登録特定行為事業者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 及び附則第 20 条に基づき都道府県知事に登録を行い、また、第 48 条の 9 及び附則第 20 条に基づき都道府県知事は必要に応じて報告や立入検査といった指導監督を行うことができることとされている。

また、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号本職通知）の第 7 において、登録喀痰吸引等事業者等に対する都道府県知事による指導監督の業務の実施に関しては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の他法に基づき都道府県、指定都市、中核市及び市町村における各担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努めるよう定めている。

これに関連して、平成 29 年地方分権改革に関する提案募集において、指定都市が介護サービス事業者に対して指導監督を行う際、登録喀痰吸引等事業者等の登録情報が有用であることから、当該事業者等の登録事務のみを指定都市に権限移譲することを求める提案があった。これを踏まえ、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう通知をすること等とされた。

このため、例えば、指定都市等が介護保険法に基づき介護サービス事業者に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこうした情報を必要な範囲で都道府県から都道府県以外の地方自治体に提供するなど、貴都道府県における個人情報保護条例に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。